

農地パトロールを実施します

R7.7月～R7.11月の期間中

太良町農業委員会の農業委員・農地最適化推進委員が、

「農地利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止」

「違反転用の防止・早期発見」を目的として、

農地のパトロールを実施します。

農地パトロールとは、農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図るため、農地法に基づき農業委員・農地最適化推進委員が、実際の農地(荒れている所や建物が建てられている所も含む)を回って、耕作状況等を確認する行為です。

☆農地を所有している方へ

期間中(R7.7月～R7.11月)各担当地域の委員が農地を調査します。

調査にあたり農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄や火災発生の原因になるなど、近隣の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす可能性があります。

除草や害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

なお、農地の貸付け等を希望される場合は、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員または、農業委員会事務局までご相談ください。

お問い合わせ先
太良町農業委員会農地係
Tel：67-0316